

介護施設等の皆様へ 布マスクの配布に関するお知らせ

布マスクの配布を希望される場合、
申出をお願いします。

1 布マスクの配布について

令和2年3月中旬以降、介護施設や障害者施設、保育所等、放課後児童クラブなどに対して国から布マスクを配布してきました。

現在、既に配布を行った施設にも希望に応じて配布を行っているところですが、配布を希望する場合はこのリーフレットに沿って厚生労働省まで申出を行ってください。

2 配布対象

介護施設、障害者施設、児童福祉施設、福祉事務所等の利用者・職員に限ります。詳細は[こちら](#)のP4をご確認ください。

介護事業所のうち訪問・通所系サービス、介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業に限る。）の利用者分については、ケアマネジャー・地域包括支援センターからの申出となります。詳細は[こちら](#)をご確認ください。

3 配布枚数

原則として100枚単位で各施設等で必要な枚数を配布します。

- ※ 記入様式に必要な枚数をご記入ください。ただし、申出状況により配布枚数を調整させていただくことがあります。
- ※ 100枚未満をご希望の場合は、コールセンター宛てにお電話にてご相談いただきますようお願いいたします。

4 申請先メールアドレス

HPに掲載している様式に必要な事項を入力し、以下メールアドレスまで申出を行ってください。

メールアドレス：maskhaifukibou@mhlw.go.jp

（様式・詳細はこちら）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask_haifukibou.html

（お問合せ先）

電話番号：0120-829-178（9時～18時、土日祝日も実施）



送料や手数料など、どのような名目であれ、マスクの配布に関して費用の負担をお願いすることはありません。ご注意ください。

布製マスクの配布希望の申出方法

メールによる申請

1

ホームページへアクセス

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask_haifukibou.html)

2

申請様式をダウンロードし、

①施設・事業所の種類、②施設名、③住所、④電話番号、⑤必要配布枚数など必要事項を記入

3

様式を以下のメールアドレスに送付

メールアドレス：maskhaifukibou@mhlw.go.jp

申出

厚生労働省で、申出内容を確認

※確認のためのお問合せをさせていただく場合があります。

申出から3週間程度で配布予定

(お問合せ先)

電話番号：0120-829-178（9時～18時、土日祝日も実施）

Q & A

Q.いつまで受け付けていますか？

A.当面の間受け付ける予定です。いつまでという期限はありませんが、申出の状況により終了する可能性もありますので、ご希望の場合はお早めに申し込みください。

Q.一つの法人で複数の事業所を経営しています。複数の事業所分まとめて申請することは可能でしょうか。

A.施設やサービスの類型に応じて住所を管理しているため、法人単位での申請はできません。施設・事業所毎に申請を行っていただきますようお願いいたします。